

転入・転居・転出された(される)方へ

11月20日(日)は、「第20回愛媛県知事選挙」の投票日です!!

転入・転居・転出された(される)方は、下の表を参考に「投票の可否」や「投票の場所」をご確認のうえ、投票に行きましょう。ご不明な点などがありましたら、[東温市選挙管理委員会](#)又は[新しい住所地の選挙管理委員会](#)までお問い合わせください。

○東温市に転入された方

	東温市に転入届を提出した日	東温市での投票の可否	備考
東温市外 ↓ 東温市内	令和4年 8月 2日以前	投票できます	期日前投票も可能。
	令和4年 8月 3日以降	投票できません	

○東温市内で転居された方

	東温市に転居届を提出した日	東温市での投票の可否	備考
東温市内 ↓ 東温市内	令和4年10月21日以前	投票できます (届出後の新住所の投票所)	期日前投票も可能。
	令和4年10月22日以降	投票できます (届出前の旧住所の投票所)	

○東温市外へ転出された方

	転出届の転出(予定)日	東温市での投票の可否	備考
区分なし	令和4年 7月 3日以前	投票できません	
東温市 ↓ 東温市外(県外)	令和4年 7月 4日から 令和4年11月 3日まで	投票できません	転出(予定)日までは期日前投票が可能。
	令和4年11月 4日から 令和4年11月19日まで		
東温市内 ↓ 東温市外(県内)	令和4年 7月 4日から 令和4年 7月19日まで	投票できますが条件あり (備考欄参照)	転出(予定)日から4箇月を経過する日の前日までは期日前投票が可能。(ただし、 引続証明書等が必要)
	令和4年 7月20日から 令和4年11月19日まで	投票できます	転出(予定)日の翌日から、 引続証明書等が必要 。
区分なし	令和4年11月20日以降	投票できます	期日前投票も可能。

<期日前投票について>

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない方は、期日前投票ができます。

◆投票期間

令和4年11月4日(金)
～11月19日(土)

◆投票時間

午前8時30分
～午後8時00分

◆投票場所

- ・市役所4階会議室
- ・川内支所3階会議室

<問い合わせ先>

東温市選挙管理委員会
〒791-0292
東温市見奈良530番地1
TEL 089-964-4400
FAX 089-964-1609

※上の表は、転出後の住所から異動していないケースを想定しています。それ以外のケースの場合には、こちらの表に該当しないこともありますので、詳しくは東温市選挙管理委員会又は新住所地の選挙管理委員会までにお問い合わせください。